

■教員免許状取得のための必要単位表(別表 I - F)

中・高等学校教員免許状(国語)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位	中学校	高等学校		
			必要単位	必要単位	必要単位				必要単位数	必要単位数		
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専 門 科 目	国語学概論(音声学を含む。)	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数	
	健康体育実技 I	1	○	○	○		国文章表現研究	2	◎			
	健康体育実技 II	1	○	○	○		国語法研究	2	◎			
	健康体育演習	1	◎	◎	◎		語彙論	2	◎			
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		国語学研究	2	◎			
	教養展開科目											
	日本国憲法	2	◎	◎	◎		国文学概論(国文学史を含む。)	2	◎			
							国古典文学研究	2	◎			
							国近現代文学研究	2	◎			
							国国文学講読 I	2	◎			
指導法に関する科目	教職入門	1	◎	◎	◎	専 門 科 目	国国文学講読 II	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数	
	教職キャリア総論	1	◎	◎	◎		漢文学概論	2	◎			
	教育の原理	2	◎	◎	◎		漢文学講読 I	2	◎			
	発達と学習	2	◎	◎	◎		漢文学講読 II	2	◎			
	教育と社会	2	◎	◎	◎		漢文学研究	2	◎			
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎		書写基礎	2	◎			
	教育課程論	1	◎	◎	◎		書写研究	2	◎			
	道徳指導論	2	◎	◎	◎							
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎	◎							
	教育方法論	1	◎	◎	◎							
教育等科目	教育と ICT 活用	1	◎	◎	◎	専 門 科 目	漢文学研究	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数	
	生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎		漢文学講読 I	2	◎			
	教育相談	2	◎	◎	◎		漢文学講読 II	2	◎			
	教育実習 ※3		◎	◎	◎		漢文学研究	2	◎			
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎		書写基礎	2	◎			
	教職実践演習(教諭)	2	◎	◎	◎		書写研究	2	◎			
	中等国語科教育法 I	2	◎	◎	◎							
	中等国語科教育法 II	2	◎	◎	◎							
	中等国語科教育法 III	2	◎	◎	◎							
	中等国語科教育法 IV	2	◎	◎	◎							
国語科教育特講	2	☆	☆	☆								
第六欄			4	0	12							

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習 I (中等)及び教育実習 II (中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習 I (初等)及び教育実習 II (初等)に加えてさらに教育実習 III (中等)を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表 I - A 3 を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 9 条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第三欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第四欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第五欄(教育実践に関する科目)

中学校教員免許状(社会)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種		中学校二種		区分	授業科目	単位	中学校	
			必要単位	必要単位	必要単位	必要単位数					
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎		◎		第二欄(教科に関する専門的事項)	日本史概論Ⅰ	2	◎	一種取得の場合は20単位以上(◎と●を含む)、最低必要単位数を10単位より多く設定してある教科は10単位以上(◎を含む)となるように履修
								日本史概論Ⅱ	2		
								日本史特論Ⅰ	2		
								日本史特論Ⅱ	2		
								民俗学概論	2		
								日本史演習Ⅰ	2		
								日本史演習Ⅱ	2		
								地理歴史調査	2		
								外国史概論Ⅰ	2	◎	
								外国史概論Ⅱ	2		
教養展開科目	情報処理・データサイエンス演習	2	◎		◎		外国史特論Ⅰ	2			
	日本国憲法	2	◎		◎		外国史特論Ⅱ	2			
指導法に関する科目	教職入門	1	◎		◎		外国史演習Ⅰ	2			
	教職キャリア総論	1	◎		◎		外国史演習Ⅱ	2			
	教育の原理	2	◎		◎		外国史演習Ⅲ	2			
	発達と学習	2	◎	◎	◎		外国史演習Ⅳ	2			
	教育と社会	2	◎	◎	◎		地理学概論Ⅰ	2	●		
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎		地理学特論Ⅰ	2			
	教育課程論	1	◎	◎	◎		地理学特論Ⅱ	2			
	道徳指導論	2	◎	◎	◎		地理学研究法	2			
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎	◎		地理学概論Ⅱ	2	●		
	教育方法論	1	◎	◎	◎		地理学演習Ⅰ	2			
第二欄(指導法)	教育とICT活用	1	◎		◎		地理学演習Ⅱ	2			
	生徒指導・進路指導	2	◎		◎		地理学演習Ⅲ	2			
	教育相談	2	◎		◎		地理学演習Ⅳ	2			
	教育実習 ※3		◎		◎		地理学巡検	2			
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎		◎		地誌学概論	2	◎		
第五欄	教職実践演習(教諭)	2	◎	◎	◎		法律学概論(国際法を含む。)	2	◎		
							法律学特論	2			
第一欄(指導法)	中等社会科教育法Ⅰ	2	◎		◎		経済学概論(国際経済を含む。)	2	◎		
	中等社会科教育法Ⅱ	2	◎		◎		経済学特論	2			
	中等社会科教育法Ⅲ(地理歴史)	2	◎		☆		現代日本経済	2			
	中等社会科教育法Ⅳ(公民)	2	◎		☆		社会学特論	2			
	社会科教育演習Ⅱ	2	☆		☆		社会学演習Ⅰ	2			
第六欄	社会科教育特論Ⅱ	2	☆		☆		社会学演習Ⅱ	2			
							社会調査	2			
・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1			4		0		哲学概論	2	◎		
■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及び『第六欄』への単位算入を参照。							宗教学概論	2			
							宗教学特論	2			
							哲学特論	2			
							宗教学演習Ⅰ	2			
							宗教学演習Ⅱ	2			
							哲学演習Ⅰ	2			
							哲学演習Ⅱ	2			

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。

教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第三欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第四欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第五欄(教育実践に関する科目)

高等学校教員免許状(地理歴史)取得のための必要単位表

高等学校				高等学校				
区分	授業科目	単位	必要単位	区分	授業科目	単位	必要単位数	
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	第二欄(教科に関する専門的事項)	日本史概論Ⅰ	2	◎	
	健康体育実技Ⅰ	1	○		日本史概論Ⅱ	2		
	健康体育実技Ⅱ	1	○		日本史特論Ⅰ	2		
	健康体育演習	1	◎		日本史特論Ⅱ	2		
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎		民俗学概論	2		
	日本国憲法	2	◎		日本史演習Ⅰ	2		
					日本史演習Ⅱ	2		
					地理歴史調査	2		
					外国史概論Ⅰ	2	◎	
					外国史概論Ⅱ	2		
教養展開科目	教職入門	1	◎	外国史特論Ⅰ	2			
	教職キャリア総論	1	◎	外国史特論Ⅱ	2			
	教育の原理	2	◎	外国史演習Ⅰ	2			
	発達と学習	2	◎	外国史演習Ⅱ	2			
	教育と社会	2	◎	外国史演習Ⅲ	2			
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	外国史演習Ⅳ	2			
	教育課程論	1	◎	地理学概論Ⅰ	2	◎		
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	地理学特論Ⅰ	2			
	教育方法論	1	◎	地理学特論Ⅱ	2			
	教育とICT活用	1	◎	地理学研究法	2			
指導法に関する科目	生徒指導・進路指導	2	◎	地理学概論Ⅱ	2	◎		
	教育相談	2	◎	地理学演習Ⅰ	2			
	教育実習 ※3		◎	地理学演習Ⅱ	2			
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	地理学演習Ⅲ	2			
	教職実践演習(教論)	2	◎	地理学演習Ⅳ	2			
	中等社会科教育法Ⅱ	2	◎	地理学巡検	2			
	中等社会科教育法Ⅲ(地理歴史)	2	◎	地誌学概論	2	◎		
	社会科教育演習Ⅱ	2	☆					
	地理歴史教育演習Ⅰ	2	☆					
	地理歴史教育演習Ⅱ	2	☆					
第二欄(指導法)								
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1		12	人文地理学・自然地理学				合計20単位以上となるように履修する。
	■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及び『「第六欄」への単位算入』を参照。			地誌学				

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

- (※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。
- (※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。
- (※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第4欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第5欄(教育実践に関する科目)

高等学校教員免許状(公民)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	高等学校		区分	授業科目	単位	高等学校		
			必要単位					必要単位数		
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	10	第二欄(教科に関する専門的事項)	法律学概論(国際法を含む。)	2	◎	合計20単位以上となるように履修する。	
						法律学特論	2			
	健康体育実技 I	1	○			経済学概論(国際経済を含む。)	2	◎		
	健康体育実技 II	1	○			経済学特論	2			
	健康体育演習	1	◎			現代日本経済	2			
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎			社会学特論	2			
						社会学演習 I	2			
						社会学演習 II	2			
						社会調査	2			
教養展開科目	日本国憲法	2	◎							
指導法に関する科目*	教職入門	1	◎	8	哲学、倫理学、宗教学	哲学概論	2	◎		
	教職キャリア総論	1	◎			宗教学概論	2			
	教育の原理	2	◎			宗教学特論	2			
	発達と学習	2	◎			哲学特論	2			
	教育と社会	2	◎			宗教学演習 I	2			
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎			宗教学演習 II	2			
	教育課程論	1	◎			哲学演習 I	2			
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎			哲学演習 II	2			
	教育方法論	1	◎							
	教育と ICT 活用	1	◎							
教育実習 ※3	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	3						
	教職実践演習(教諭)	2	◎		2					
第二欄(指導法)	中等社会科教育法 I	2	◎	4						
	中等社会科教育法 IV (公民)	2	◎							
	社会科教育特論 II	2	☆							
	公民教育演習 I	2	☆							
	公民教育演習 II	2	☆							
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表 I-A 6 及び『「第六欄」への単位算入」を参照。		12							

◎は必修科目 ☆は選択科目
 ○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

- (※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。
- (※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。
- (※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習 I (中等)及び教育実習 II (中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習 I (初等)及び教育実習 II (初等)に加えてさらに教育実習 III (中等)を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表 I-A 3 を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第4欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第5欄(教育実践に関する科目)

中・高等学校教員免許状(数学)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位	中学校	高等学校			
			必要単位	必要単位	必要単位				必要単位数	必要単位数			
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専門	線形代数学基礎	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数		
	健康体育実技Ⅰ	1	○	○	○		代数学	線形代数学	2				
	健康体育実技Ⅱ	1	○	○	○		代数学Ⅰ	代数学Ⅰ	2				
	健康体育演習	1	◎	◎	◎		代数学Ⅱ	代数学Ⅱ	2				
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		代数学Ⅲ	代数学Ⅲ	2				
							代数学特論	代数学特論	2				
	教養展開科目	日本国憲法	2	◎	◎		◎	幾何学	集合と論理基礎			2	◎
								集合と論理	集合と論理			2	
								幾何学Ⅰ	幾何学Ⅰ			2	
								幾何学Ⅱ	幾何学Ⅱ			2	
指導に関する科目	教職入門	1	◎	◎	◎	教	微分積分学基礎	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数		
	教職キャリア総論	1	◎	◎	◎		微分積分学	微分積分学	2				
	教育の原理	2	◎	◎	◎		解析学Ⅰ	解析学Ⅰ	2				
	発達と学習	2	◎	◎	◎		解析学Ⅱ	解析学Ⅱ	2				
	教育と社会	2	◎	◎	◎		解析学Ⅲ	解析学Ⅲ	2				
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎		解析学特論	解析学特論	2				
	教育課程論	1	◎	◎	◎		統確計学	応用数学基礎	2			◎	
	道徳指導論	2	◎	◎	◎		応用数学Ⅰ	応用数学Ⅰ	2				
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎	◎		応用数学Ⅱ	応用数学Ⅱ	2				
	教育方法論	1	◎	◎	◎		応用数学特論	応用数学特論	2				
教育等科目	教育とICT活用	1	◎	◎	◎	科	コンピュータ	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数		
	生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎								
	教育相談	2	◎	◎	◎								
	教育実習 ※3		◎	◎	◎								
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎								
	教職実践演習(教諭)	2	◎	◎	◎								
	第二欄(指導法)												
	中等数学科教育法Ⅰ	2	◎	◎	◎								
	中等数学科教育法Ⅱ	2	◎	◎	◎								
	中等数学科教育法Ⅲ	2	◎	◎	◎								
中等数学科教育法Ⅳ	2	◎	◎	◎									
数学科教育特論Ⅱ	2	☆	☆	☆									
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及び「第六欄」への単位算入を参照。		4	0	12								

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

- (※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。
- (※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。
- (※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

- * 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。
 - 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
 - 2 第三欄(教育の基礎的理解に関する科目)
 - 3 第四欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
 - 4 第五欄(教育実践に関する科目)

中・高等学校教員免許状(理科)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位			中学校	高等学校
			必要単位	必要単位	必要単位						必要単位数	必要単位数
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専門	基礎物理学	2	◎	第一欄(教科に関する専門的事項)	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数
	健康体育実技 I	1	○	○	○		物理学	1				
	健康体育実技 II	1	○	○	○		物理数学	2				
	健康体育演習	1	◎	◎	◎		物理学演習 I	2				
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		物理学演習 II	2				
							量子物理学	2				
							基礎化学	2	◎			
							化学実験学	1				
							有機化学	2				
							分析化学	2				
教養展開科目	日本国憲法	2	◎	◎	◎	化学特論	2					
						基礎生物学	2	◎				
指導法に関する科目	教職入門	1	◎	◎	◎	応用生物学	1					
	教職キャリア総論	1	◎	◎	◎	分子生物学	2					
	教育の原理	2	◎	◎	◎	生態学	2					
	発達と学習	2	◎	◎	◎	生物学原書講読	2					
	教育と社会	2	◎	◎	◎	系統進化学	2					
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎	基礎地学	2	◎				
	教育課程論	1	◎	◎	◎	地球・宇宙システム	1					
	道徳指導論	2	◎	◎	◎	地球史	2					
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎	◎	地学演習	2					
	教育方法論	1	◎	◎	◎	物理学実験	1	◎				
教育等	教育とICT活用	1	◎	◎	◎	基礎物理学実験 I	1	◎				
	生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎	基礎物理学実験 II	1	●				
	教育相談	2	◎	◎	◎	近代物理学実験	2					
	教育実習 ※3		◎	◎	◎	基礎化学実験 I	1	◎				
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎	基礎化学実験 II	1	●				
科目*	教職実践演習(教諭)	2	◎	◎	◎	応用化学実験	2					
						生物学実験 I	1	◎				
	中等理科教育法 I	2	◎	☆	◎	生物学実験 II	1	●				
	中等理科教育法 II	2	◎	☆	◎	地学実験 I	1	◎				
科目*	中等理科教育法 III	2	◎	☆	◎	地学実験 II	1	●				
	中等理科教育法 IV	2	◎	☆	◎	自然観察フィールドワーク	1					
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表 I-A 6 及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		4	0	12							

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習 I (中等)及び教育実習 II (中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習 I (初等)及び教育実習 II (初等)に加えてさらに教育実習 III (中等)を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表 I-A 3 を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)
- 2 第三欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第四欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第五欄(教育実践に関する科目)

中・高等学校教員免許状(音楽)取得のための必要単位数表

区分	授業科目	単位数	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位数	中学校	高等学校						
			必要単位数	必要単位数	必要単位数				必要単位数	必要単位数						
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専門科目	ソルフェージュ	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数					
	健康体育実技Ⅰ	1	○	○	○		音楽	声楽	1			●				
	健康体育実技Ⅱ	1	○	○	○			合唱	2			◎				
	健康体育演習	1	◎	◎	◎			伝統音楽表現法Ⅰ	1			◎				
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		器楽	器楽	1			◎				
	教養展開科目	2	◎	◎	◎			伝統音楽表現法Ⅱ	1			◎				
	日本国憲法	2	◎	◎	◎			管楽器奏法	2			◎				
								合奏	2			●				
	指導法に関する科目	教職入門	1	◎	◎		◎	教育科目	指揮法			指揮法	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数
		教職キャリア総論	1	◎	◎		◎					音楽理論、作曲法及び音楽史	音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	2		
教育の原理		2	◎	◎	◎	作曲法（編曲法を含む。）	2		●							
発達と学習		2	◎	◎	◎	音楽理論	2		◎							
教育と社会		2	◎	◎	◎	楽曲分析	2		◎							
特別の支援を必要とする子どもの理解		1	◎	◎	◎	発達音楽学Ⅰ	2		◎							
教育課程論		1	◎	◎	◎	発達音楽学Ⅱ	2		◎							
道徳指導論		2	◎	◎	◎	発達音楽学Ⅲ	2		◎							
総合的な学習の指導法・特別活動論		2	◎	◎	◎	発達音楽学Ⅳ	2		◎							
教育方法論		1	◎	◎	◎											
教育とICT活用	1	◎	◎	◎												
生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎												
教育相談	2	◎	◎	◎												
第二欄（指導法）	教育実習 ※3		◎	◎	◎											
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎											
	教職実践演習（教諭）	2	◎	◎	◎											
	中等音楽科教育法Ⅰ	2	◎	☆	◎											
	中等音楽科教育法Ⅱ	2	◎	☆	◎											
第六欄	中等音楽科教育法Ⅲ	2	◎	☆	◎											
	中等音楽科教育法Ⅳ	2	◎	☆	◎											
	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		4	0	12											

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位数以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位数を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状（併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。）を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ（中等）及び教育実習Ⅱ（中等）を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ（初等）及び教育実習Ⅱ（初等）に加えてさらに教育実習Ⅲ（中等）を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
- 2 第三欄（教育の基礎的理解に関する科目）
- 3 第四欄（道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目）
- 4 第五欄（教育実践に関する科目）

中・高等学校教員免許状(美術)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位	中学校	高等学校	
			必要単位	必要単位	必要単位				必要単位数	必要単位数	
教 養 基 礎 科 目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専 門 教 育 科 目	基礎デッサン	1		中学校 必要単位数 高等学校 必要単位数 合計20単位以上となるように履修する。 一種取得の場合は20単位以上、二種取得の場合は10単位より多く設定 してある教科もあるので注意すること。 工芸は、高校(美術)の免許取得には使えない。	
	健康体育実技Ⅰ	1	○	○	○		画	絵画論(映像メディア表現を含む。)	2		◎
	健康体育実技Ⅱ	1	○	○	○			絵画技法	2		
	健康体育演習	1	◎	◎	◎			絵画基礎	2		
								絵画実践研究A	2		
								絵画実践研究B	2		
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		彫 刻	彫刻基礎	1		◎
								彫刻演習	2		
								彫刻論	2		
								実材研究	2		
					彫刻実践研究A	2					
教養展開科目	日本国憲法	2	◎	◎	◎	彫刻実践研究B	2				
指 導 法 に 関 する 教 育 科 目	教職入門	1	◎	◎	◎	デ ザ イ ン	デザイン基礎(映像メディア表現を含む。)	2	◎		
	教職キャリア総論	1	◎	◎	◎		デザイン実験	2			
	教育の原理	2	◎	◎	◎		デザイン演習	2			
	発達と学習	2	◎	◎	◎		デザイン技法	2			
	教育と社会	2	◎	◎	◎		デザイン実践研究A	2			
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎		デザイン実践研究B	2			
	教育課程論	1	◎	◎	◎	工 芸	工芸研究	2	◎		
	道徳指導論	2	◎	◎	◎		デザイン研究	2			
	第 四 欄	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎	◎	美 術 理 論 及 び 美 術 史	美術史概論(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	2	◎	
		教育方法論	1	◎	◎	◎		美術史入門	2		
		教育とICT活用	1	◎	◎	◎					
		生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎					
		教育相談	2	◎	◎	◎					
	第 五 欄	教育実習 ※3		◎	◎	◎					
		教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎					
教職実践演習(教論)		2	◎	◎	◎						
第 二 欄 (指 導 法)	中等美術科教育法Ⅰ	2	◎	◎	◎						
	中等美術科教育法Ⅱ	2	◎	☆	☆						
	中等美術科教育法Ⅲ	2	◎	☆	☆						
	中等美術科教育法Ⅳ	2	◎	☆	◎						
	美術教育研究	2	☆	☆	☆						
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表I-A6及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		4	0	12						

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表I-A3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第4欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第5欄(教育実践に関する科目)

中・高等学校教員免許状(保健体育)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位	中学校	高等学校	
			必要単位	必要単位	必要単位				必要単位数	必要単位数	
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専門科目	体育実技Ⅰ	1	し、一種取得の場合は20単位以上、二種取得の場合は10単位以上より多く設定してある教科もあつたので注意すること。ただ	合計20単位以上となるように履修する。	
	健康体育実技Ⅰ	1	◎	◎	◎		体育実技Ⅱ	1			
	健康体育実技Ⅱ	1	◎	◎	◎		体育実技Ⅲ	1			
	健康体育演習	1	◎	◎	◎		体育実技Ⅳ	1			
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		体育実技総合	1			◎
	日本国憲法	2	◎	◎	◎		体育原理	2			◎
	教職入門	1	◎	◎	◎		体育・スポーツ心理学	2			
	教職キャリア総論	1	◎	◎	◎		体育・スポーツ経営学	2			
	教育の原理	2	◎	◎	◎		体育統計学	2			
	発達と学習	2	◎	◎	◎		体育・スポーツ社会学	2			
教育と社会	2	◎	◎	◎	体育心理学、体育社会学、体育史、体育経営						
特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎	運動学(運動方法学を含む。)	2	◎				
教育課程論	1	◎	◎	◎	解剖生理学	2					
道徳指導論	2	◎	◎	◎	運動生理学	2	◎				
総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎	◎	公衆衛生学及び公衆衛生学	2	◎				
教育方法論	1	◎	◎	◎	予防医学	2					
教育とICT活用	1	◎	◎	◎	学校環境衛生	2					
生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎	学校保健	2	◎				
教育相談	2	◎	◎	◎	精神保健	2					
教育実習 ※3		◎	◎	◎	学校救急法概論	2					
教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎	学校健康教育	2					
教職実践演習(教諭)	2	◎	◎	◎	小児保健特論	2					
中等保健体育科教育法Ⅰ	2	◎	◎	◎							
中等保健体育科教育法Ⅱ	2	◎	☆	☆							
中等保健体育科教育法Ⅲ	2	◎	☆	☆							
中等保健体育科教育法Ⅳ	2	◎	☆	◎							
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		4	0	12						

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第三欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第四欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第五欄(教育実践に関する科目)

中・高等学校教員免許状(保健)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位	中学校	高等学校		
			必要単位	必要単位	必要単位				必要単位数	必要単位数		
教養科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専 門 教 育 科 目	解剖生理学	2	◎	含 一 種 取 得 の 場 合 は 2 0 単 位 以 上 に 履 修 す る。 ◎ と ● を 含 む 。、 二 種 取 得 の 場 合 は 1 0 単 位 以 上 に 履 修 す る。	合 計 2 0 単 位 以 上 に 履 修 す る。	
	健康体育実技 I	1	○	○	○		栄養学	2	◎			
	健康体育実技 II	1	○	○	○		微生物学 ※4	2	◎			
	健康体育演習	1	◎	◎	◎		運動生理学	2	◎			
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		衛生学及び公衆衛生学	2	◎			
	教養展開科目	日本国憲法	2	◎	◎		◎	予防医学	2			◎
							◎	学校環境衛生	2			●
							◎	保健統計学	1			◎
							◎	公衆衛生学及び保健学				
							◎	学校保健	2			◎
指導法に関する科目	教職入門	1	◎	◎	◎	及 学 校 保 健 、 学 校 安 全	学校保健活動演習	1	●			
	教職キャリア総論	1	◎	◎	◎		精神保健	2	◎			
	教育の原理	2	◎	◎	◎		◎	学校救急法概論	2	●		
	発達と学習	2	◎	◎	◎		◎	学校救急法演習	1	●		
	教育と社会	2	◎	◎	◎		◎	◎	学校安全と危機管理	2	●	
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎		◎	◎	小児保健特論	2	◎	
	教育課程論	1	◎	◎	◎		◎	◎	◎	学校保健と学校経営	2	◎
	道徳指導論	2	◎	◎	◎		◎	◎	◎	特別支援教育と保健教育	2	◎
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎	◎		◎	◎	◎			
	教育方法論	1	◎	◎	◎		◎	◎	◎			
教育とICT活用	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
教育相談	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
教育実習 ※3		◎	◎	◎	◎	◎	◎					
教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
教職実践演習(教論)	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
第二欄(指導法)	中等保健科教育法 I	2	◎	◎	◎							
	中等保健科教育法 II	2	◎	☆	☆							
	中等保健科教育法 III	2	◎	☆	☆							
	中等保健科教育法 IV	2	◎	☆	◎							
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表 I-A 6 及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		4	0	12							

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習 I (中等)及び教育実習 II (中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習 I (初等)及び教育実習 II (初等)に加えてさらに教育実習 III (中等)を履修のこと。

(※4) 「微生物学」は中学校免許には使えない。
教育実習の履修方法については、別表 I-A 3 を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第三欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第四欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第五欄(教育実践に関する科目)

中学校教員免許状(技術)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種		中学校二種		区分	授業科目	単位	中学校	
			必要単位		必要単位						必要単位数
教 養 基 礎 科 目	英語コミュニケーション	2	◎		◎		専 門 科 目 第二欄(教科に関する専門的事項)	木材加工学	2	★	を10単位より多くは20単位以上、二種取得の場合には10単位以上となるように履修する。ただし、最低必要単位数
	健康体育実技Ⅰ	1	○		○			木材加工実習(木材加工に関する包括的な理論を含む。)	1	◎	
	健康体育実技Ⅱ	1	○		○			製図法	2	◎	
	健康体育演習	1	◎		◎			木材加工特論	2		
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎		◎			木材加工演習	2		
								木材加工実験	1		
								金属加工学	1	★	
								金属加工実習(金属加工に関する包括的な理論と製図法を含む。)	1	◎	
								金属加工応用	1	★	
								金属加工演習	2		
教 養 展 開 科 目	日本国憲法	2	◎		◎		金属加工特論	2			
専 門 科 目 指 導 法 に 関 する 科 目	教職入門	1	◎		◎		機 械 工 学	機械工学	2	★	
	教職キャリア総論	1	◎		◎			機械工作実習(機械に関する包括的な理論を含む。)	1	◎	
	教育の原理	2	◎		◎			機械工学実験	1		
	発達と学習	2	◎		◎			材料力学	2		
	教育と社会	2	◎	10	◎	10		機械工学特論	2		
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎		◎						
	教育課程論	1	◎		◎						
	道徳指導論	2	◎		◎			電 気 工 学	電気工学(電気に関する実習を含む。)	2	◎
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎		◎				電気工作実習	1	★
	教育方法論	1	◎	10	◎	10			半導体工学	2	
教育とICT活用	1	◎		◎		電磁気学	2				
生徒指導・進路指導	2	◎		◎		自動制御	2				
教育相談	2	◎		◎		電気工学実験	1	★			
専 門 科 目 育 等 科 目	教育実習 ※3		◎		◎		電気電子工学特論	2			
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	5	◎	5					
	教職実践演習(教論)	2	◎	2	◎	2	栽 培	栽培学基礎	1	★	
								栽培実習(栽培に関する包括的な理論を含む。)	2	◎	
								栽培学応用	1		
専 門 科 目 育 等 科 目	中等技術科教育法Ⅰ	2	◎		◎		作物学	2			
	中等技術科教育法Ⅱ	2	◎	8	☆	2	栽培学特論	2			
	中等技術科教育法Ⅲ	2	◎		☆						
	中等技術科教育法Ⅳ	2	◎		☆		情報工学	2	★		
専 門 科 目 育 等 科 目							情 報 と コ ン ピ ュ ー タ	情報処理基礎実習(情報基礎に関する包括的な理論を含む。)	1	◎	
								情報処理応用実習	1		
								情報工学特論	2		
専 門 科 目 育 等 科 目	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6 及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		4		0						

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

★は、一種免許状を取得する者は可能な限り履修すること。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等教育実習)の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第三欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第四欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第五欄(教育実践に関する科目)

高等学校教員免許状(工業)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	高等学校 必要単位	区分	授業科目	単位	高等学校 必要単位数
教 養 科 目	英語コミュニケーション	2	◎	専 門 科 目	木材加工学	2	◎
					木材加工実習(木材加工に関する包括的な理論を含む。)	1	◎
	健康体育実技Ⅰ	1	○		木材加工特論	2	
	健康体育実技Ⅱ	1	○		製図法	2	
	健康体育演習	1	◎		木材加工演習	2	
					木材加工実験	1	
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎		金属加工学	1	◎
					金属加工実習(金属加工に関する包括的な理論と製図法を含む。)	1	◎
	教養展開科目	2	◎		金属加工応用	1	
	日本国憲法	2	◎		金属加工特論	2	
指 導 法 に 関 する 教 育 等 科 目	教職入門	1	◎	工 業 の 関 係 科 目	金属加工演習	2	
	教職キャリア総論	1	◎				
	教育の原理	2	◎		機械工学	2	◎
	発達と学習	2	◎		機械工学実験	1	
	教育と社会	2	◎		機械工作実習(機械に関する包括的な理論を含む。)	1	◎
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎		材料力学	2	
	教育課程論	1	◎				
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎		電気工学(電気に関する実習を含む。)	2	◎
	教育方法論	1	◎		電気工作実習	1	
	教育とICT活用	1	◎		半導体工学	2	
専 門 科 目	生徒指導・進路指導	2	◎	電磁気学	2		
	教育相談	2	◎	電気工学実験	1		
				電気電子工学特論	2		
	教育実習 ※3		◎				
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	情報工学	2	◎	
	教職実践演習(教諭)	2	◎	情報処理基礎実習(情報基礎に関する包括的な理論を含む。)	1	◎	
				情報処理応用実習	1		
	工業科教育法Ⅰ	2	◎	情報工学特論	2		
	工業科教育法Ⅱ	2	◎				
				指職 導業	2	◎	
第 六 欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」 の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6 及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		12				合計20単位以上となるように履修する。

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

- (※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。
- (※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。
- (※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。
教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第4欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第5欄(教育実践に関する科目)

高等学校教員免許状(情報)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	高等学校 必要単位	区分	授業科目	単位	高等学校 必要単位数		
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	専門	情報と社会	2	◎		
						情報と倫理	2	◎	
	健康体育実技Ⅰ	1	○		情報倫理及 び情報社会				
	健康体育実技Ⅱ	1	○						
	健康体育演習	1	◎		情報科学 及びコンピュータ 計測・制御	情報科学	2	◎	
						プログラミング演習	2	◎	
	情報処理・データサイ エンス演習	2	◎		計測・制御	2			
					計測演習	1			
	教養展開科目	日本国憲法	2		◎	ステ 情報 シ テム シ	情報システム	2	◎
							データベース演習	2	◎
専門 科目	教職入門	1	◎	第二欄(教科に関する専門的事項)	情報ネットワーク	情報ネットワーク	2	◎	
	教職キャリア総論	1	◎			情報交換演習	2	◎	
	教育の原理	2	◎		ネット 情報 通 信 ク				
	発達と学習	2	◎						
	教育と社会	2	◎		マル チ メ デ ィ ア 表 現	マルチメディア	2	◎	
	特別の支援を必要とする 子どもの理解	1	◎			コンピュータシミュレーション	2		
	教育課程論	1	◎		情報プレゼンテーション演習Ⅰ	1			
	第四欄	総合的な学習の指導 法・特別活動論	2		◎	情報プレゼンテーション演習Ⅱ	1		
		教育方法論	1		◎				
	第五欄	教育とICT活用	1		◎	情報 と 職 業	情報産業概論	2	◎
生徒指導・進路指導		2	◎						
第六欄	教育実習 ※3		◎						
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎						
第二欄(指導法)	情報科教育法Ⅰ	2	◎						
	情報科教育法Ⅱ	2	◎						
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」 の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6 及 び『「第六欄」への単位算入』を参 照。		12						

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

- (※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。
- (※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。
- (※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。
教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第4欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第5欄(教育実践に関する科目)

中・高等学校教員免許状(家庭)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位	中学校	高等学校	
			必要単位	必要単位	必要単位				必要単位数	必要単位数	
教 養 基 礎 科 目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専 門 科 目 教 育 科 目	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	◎	中学校 一種取得の場合 は20単位以上 (◎と●を含む) 、二種取得 の場合は10単 位より多く設 定してある教 科も	合計20単位以上 (◎と●と★を含む) となるように履 修する。
	健康体育実技Ⅰ	1	○	○	○		家庭経営学 (消費者市民教育論 生活研究入門 消費者教育演習 家族関係論)	2	○		
	健康体育実技Ⅱ	1	○	○	○		被服学	2	◎		
	健康体育演習	1	◎	◎	◎		食 物 学	2	◎		
	情報処理・データサイ エンス演習	2	◎	◎	◎		食物学Ⅰ(栄養学、食品 学を含む。)	2	◎		
	教養展開 科目	日本国憲法	2	◎	◎		食物学Ⅱ	2	●		
指 導 法 に 関 する 教 育 科 目	教職入門	1	◎	◎	◎		調理学Ⅰ	1	○		
	教職キャリア総論	1	◎	◎	◎		調理学Ⅱ	1	○		
	教育の原理	2	◎	◎	◎		調理学基礎実習	1	◎		
	発達と学習	2	◎	◎	◎		調理学応用実習	2	○		
	教育と社会	2	◎	◎	◎		応用栄養学	2	○		
	特別の支援を必要とする 子どもの理解	1	◎	◎	◎		応用食品学	2	○		
	教育課程論	1	◎	◎	◎	食生活論	2	○			
	道德指導論	2	◎	◎	◎	食物学応用実験	2	○			
	総合的な学習の指導 法・特別活動論	2	◎	◎	◎	住居学	2	◎			
	教育方法論	1	◎	◎	◎	保育学	2	◎			
	教育とICT活用	1	◎	◎	◎	保育学(実習を含む。)	2	◎			
	生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎	子ども生活論	2	○			
	教育相談	2	◎	◎	◎	生活保健 (家庭看護を含む。)	2	★			
	教育実習 ※3		◎	◎	◎	家庭電気・ 機械を含む。)	2	★			
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎	生活情報処理	2	★			
	教職実践演習(教諭)	2	◎	◎	◎						
	第 二 欄 (指 導 法)	中等家庭科教育法Ⅰ	2	◎	◎	◎					
		中等家庭科教育法Ⅱ	2	◎	☆	☆					
中等家庭科教育法Ⅲ		2	◎	☆	☆						
中等家庭科教育法Ⅳ		2	◎	☆	◎						
家庭科授業演習Ⅰ		1	☆	☆	☆						
家庭科授業演習Ⅱ		1	☆	☆	☆						
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」 の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及 び『「第六欄」への単位算入』を参 照。		4	0	11						

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

★は高校免許取得のための必修科目(中学校「家庭」の科目としてはカウントできない。)

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。
教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
- 2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第4欄(道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第5欄(教育実践に関する科目)

中・高等学校教員免許状(英語)取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	中学校一種	中学校二種	高等学校	区分	授業科目	単位	中学校	高等学校		
			必要単位	必要単位	必要単位				必要単位数	必要単位数		
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	◎	専 門 教 育 科 目	英語学入門	2	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数	
							英語学	英語文法論Ⅰ	2			◎
								英語文法論Ⅱ	2			
								英語音声学	2			
								英語学演習Ⅰ	2			
								英語学演習Ⅱ	2			
								第二言語習得論	2			
								英米文学入門	2			◎
								英語リーディング研究	2			
								英語文学教材研究	2			
教養展開科目	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎	英語文学	英語文学特殊研究	2				
	日本国憲法	2	◎	◎	◎	英語演劇表現	2					
指導法に関する科目	教職入門	1	◎	◎	◎	第二欄(教科に関する専門的事項)	英会話	1	◎	中学校 必要単位数	高等学校 必要単位数	
	教職キャリア総論	1	◎	◎	◎		英語学習法	1	◎			
	教育の原理	2	◎	◎	◎		英語表現スキルズⅠ	1				
	発達と学習	2	◎	◎	◎		英語表現スキルズⅡ	1				
	教育と社会	2	◎	◎	◎		英語表現スキルズⅢ	1				
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎		英語アカデミックディスコース	1				
	教育課程論	1	◎	◎	◎							
	道徳指導論	2	◎	◎								
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎	◎		異文化理解	2	◎			
	教育方法論	1	◎	◎	◎							
教育等科目	教育とICT活用	1	◎	◎	◎	異文化理解				合計20単位以上となるように履修する。 一種取得の場合は20単位以上、二種取得の場合は100単位以上、最低必要単位数は100単位より		
	生徒指導・進路指導	2	◎	◎	◎							
	教育相談	2	◎	◎	◎							
	教育実習 ※3		◎	◎	◎							
	教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎							
第二欄(指導法)	教職実践演習(教諭)	2	◎	◎	◎							
	中等英語科教育法Ⅰ	2	◎	◎	◎							
	中等英語科教育法Ⅱ	2	◎	☆	◎							
	中等英語科教育法Ⅲ	2	◎	☆	◎							
第六欄	中等英語科教育法Ⅳ	2	◎	☆	◎							
・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1			4	0	12							
■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及び『「第六欄」への単位算入』を参照。												

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

- (※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。
- (※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。
- (※3) 学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)を履修のこと。幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状とするもので、この免許状を発展免許状として取得する場合は教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)に加えてさらに教育実習Ⅲ(中等)を履修のこと。教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

- * 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許状施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。
 - 1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)
 - 2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)
 - 3 第4欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
 - 4 第5欄(教育実践に関する科目)

小学校教員免許状取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	小学校一種	小学校二種	区分	授業科目	単位	小学校一種	小学校二種		
			必要単位	必要単位				必要単位	必要単位		
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	専 門 科 目 第 二 欄 (教科に関する専門的事項)						
	健康体育実技Ⅰ	1	○	○		専門基礎国語	2	このうち 5科目以上 選択履修	10	※4	4
	健康体育実技Ⅱ	1	○	○		専門基礎社会	2				
	健康体育演習	1	◎	◎		専門基礎算数・数学	2				
						専門基礎理科	2				
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎		専門基礎生活	2				
						専門基礎音楽	2				
						専門基礎図画工作	2				
						専門基礎家庭	2				
						専門基礎体育	2				
				専門基礎英語	2						
教養展開科目	日本国憲法	2	◎	◎							
指導法に関する科目	第三欄	教職入門	1	◎	◎	育 科 目					
		教職キャリア総論	1	◎	◎						
		教育の原理	2	◎	◎						
		発達と学習	2	◎	◎						
		教育と社会	2	◎	◎						
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎							
	教育課程論	1	◎	◎							
	第四欄	道徳指導論	2	◎	◎						
		総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎						
		教育方法論	1	◎	◎						
		教育とICT活用	1	◎	◎						
		生徒指導・進路指導	2	◎	◎						
	教育相談	2	◎	◎							
	第五欄	教育実習 ※3		◎	◎						
		教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎						
教職実践演習(教諭)		2	◎	◎							
第二欄(指導法)	国語科教育法Ⅰa	2	◎	☆	ただし、音・図・体のうち2科目以上を含む。						
	社会科教育法Ⅰ	2	◎	☆							
	算数科教育法Ⅰ	2	◎	☆							
	理科教育法Ⅰ	2	◎	☆							
	生活科教育法	2	◎	☆							
	音楽科教育法Ⅰ	2	◎	☆							
	図画工作科教育法Ⅰ	2	◎	☆							
	家庭科教育法Ⅰ	2	◎	☆							
体育科教育法Ⅰ	2	◎	☆								
英語科教育法Ⅰ	2	◎	☆								
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		2	0							

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状として取得する場合は、教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)を履修のこと。

学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状とするもので、小学校教員免許状を発展免許状として取得する場合は、教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)に加えて教育実習Ⅲ(初等)を履修のこと。

教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

(※4) 小免二種の「第二欄」は、次の通り履修すること。

1 教科教育法Ⅰ(別表Ⅰ-A 5を参照)から音楽、図画工作又は体育のうち2以上を含んで6科目選択必修。

2 1で修得していない教科教育法Ⅰと左記の専門基礎科目のうちから、専門基礎科目を1科目以上含んで2科目選択必修。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)

3 第4欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)

4 第5欄(教育実践に関する科目)

幼稚園教員免許状取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	幼稚園一種		幼稚園二種		区分	授業科目	単位	幼稚園一種		幼稚園二種				
			必要単位	必要単位	必要単位	必要単位				必要単位	必要単位					
教養科目	教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎		専門	幼児の健康と運動	1	◎	9	☆	6			
		健康体育実技Ⅰ	1	○	○	◎		☆								
		健康体育実技Ⅱ	1	○	○	◎		☆								
		健康体育演習	1	◎	◎	◎		☆								
		情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		☆								
		情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎	◎		☆								
	教養展開科目	日本国憲法	2	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		教職入門	1	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		教職キャリア総論	1	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		教育の原理	2	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
専門科目	第三欄	発達と学習	2	◎	◎	◎	教育科目	幼児と環境	1	◎	-	◎	-			
		教育と社会	2	◎	◎	◎		◎								
		特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎	◎		◎								
		教育課程論	1	◎	◎	◎		◎								
		教育方法論	1	◎	◎	◎		◎								
	第四欄	教育とICT活用	1	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎
		乳幼児理解の理論と方法	1	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎
		教育相談	2	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎
	第五欄	教育実習 ※3		◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎
		教育実習事前・事後指導 ※2	1	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎
教職実践演習(教諭)		2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
第六欄(指導法)	保育内容「健康」の指導法	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	保育内容「表現」の指導法Ⅰ	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	保育内容「環境」の指導法	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	保育内容「言葉」の指導法	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	保育内容「人間関係」の指導法	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	保育内容「表現」の指導法Ⅱ	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
保育内容総論	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1 ■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6 及び『「第六欄」への単位算入』を参照。		12	0												

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 教育実習の単位については、本表の指定単位数以上を修得しても、「第六欄」として使用できない。

(※3) 学校教育教員養成課程において、幼稚園・小学校教員免許状を基幹免許状として取得する場合は、教育実習Ⅰ(初等)及び教育実習Ⅱ(初等)を履修のこと。

学校教育教員養成課程において、中学校教員免許状(併せて高等学校教員免許状取得の場合を含む。)を基幹免許状とするもので、小学校教員免許状を発展免許状として取得する場合は、教育実習Ⅰ(中等)及び教育実習Ⅱ(中等)に加えて教育実習Ⅲ(初等)を履修教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第二欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)
- 2 第三欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第四欄(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第五欄(教育実践に関する科目)

特別支援学校教員免許状取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位	特別支援学校 一種 最低単位数	特別支援学校 二種 最低単位数	一種 単位数	二種 単位数	
教 養 科 目	教養基礎 科目		特 別 支 援 教 育	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育概論Ⅰ 2 ◎ 特別支援教育概論Ⅱ 2 障害児情報処理演習 2 障害者生活支援論 1	2	2	合計26単位以上となるように履修する。	合計18単位以上となるように履修する。
				第二欄	特別支援教育領域に関する科目	知的障害者の心理 1 ◎ 知的障害者の生理・病理 1 ◎ 障害児心理検査法演習 2 肢体不自由者の心理・生理・病理 2 ◎ 病弱者の心理 1 ◎ 病弱者の生理・病理 1 ◎ 知的障害教育課程論 2 ◎ 知的障害者指導法 2 ◎ 肢体不自由教育 2 ◎ 肢体不自由者の自立活動 2 ◎ 病弱教育 2 ◎	16	8		
専 門 に 関 す る 科 目	教養展開 科目		支 援 教 育 に 関 す る 科 目	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	視覚障害教育 1 ◎ 聴覚障害教育 1 ◎ 重複障害教育 1 ◎ LD等教育総論 2 ◎ 障害児アセスメント演習 1	5	3		
				第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	障害児教育体験演習 1 発達障害者指導演習 1 障害児発達援助演習 1	3	3		
専 門 に 関 す る 科 目 等 *										

◎印は必ず履修する科目

特別支援学校教員免許状は、基礎免許状として何らかの教員免許状を所有しないと取得できない。
 本学部では知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域を定める免許状を取得可能である。
 特別支援教育実習の履修方法については、別表Ⅰ-A3を参照のこと。

養護教諭免許状取得のための必要単位表

区分	授業科目	単位	養護教諭 一種 必要単位	養護教諭 二種 必要単位	区分	授業科目	単位	養護教諭 必要単位数		
教養基礎科目	英語コミュニケーション	2	◎	◎	専門科目	第二欄(養護に関する科目)	衛生学及び公衆衛生学	2	◎	
							子防医学	2	◎	
							学校環境衛生	2		
							保健統計学	1		
	健康体育実技Ⅰ	1	○	○			学校保健	2	◎	
	健康体育実技Ⅱ	1	○	○			学校安全と危機管理	2		
	健康体育演習	1	◎	◎			学校保健活動演習	1		
							学校保健と学校経営	2		
	情報処理・データサイエンス演習	2	◎	◎			特別支援教育と保健教育	2		
教養展開科目	日本国憲法	2	◎	◎	養護概説	養護学概論Ⅰ	2	◎		
						養護学概論Ⅱ	2			
						養護教諭の活動の実際Ⅰ	2			
						養護教諭の活動の実際Ⅱ	2			
第三欄	教職入門	1	◎	◎	専門科目	第三欄	健康相談論	2	◎	
	教職キャリア総論	1	◎	◎			健康相談演習Ⅰ	1		
	教育の原理	2	◎	◎			健康相談演習Ⅱ	1		
	発達と学習	2	◎	◎						
	教育と社会	2	◎	◎			栄養学	2	◎	
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	◎	◎						
	教育課程論	1	◎	◎			解剖生理学	2	◎	
	道徳指導論	2	◎	◎			運動生理学	2		
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	◎	◎						
	教育方法論	1	◎	◎			微生物学	2	◎	
第四欄	教育とICT活用	1	◎	◎	専門科目	第四欄	精神保健	2	◎	
	生徒指導(養護教諭)	2	◎	◎						
	教育相談	2	◎	◎			看護学(臨床実習及び救急処置を含む)	学校救急法概論	2	◎
							学校救急法演習	1		
第五欄	養護実習Ⅰ	1	◎	◎	専門科目	第五欄	学校看護学	2	◎	
	養護実習Ⅱ	3	◎	◎			学校看護学演習	1		
	養護実習事前・事後指導※2	1	◎	◎			臨床医学概論	2		
	教職実践演習(養護教諭)	2	◎	2	臨床医学各論Ⅰ	2	◎			
					臨床医学各論Ⅱ	1				
					歯科保健	2				
					臨床実習Ⅰ	2	◎			
					臨床実習Ⅱ	2	◎			
第六欄	・「第二欄」の余剰 ・「第三欄」「第四欄」の余剰 ・「大学が独自に設定する科目」の合計で右記単位数を取得する。 ※1		1	0	専門科目	第六欄			一種取得の場合には28単位以上、二種取得の場合には24単位以上となるように履修する。ただし、必修科目の関係で最低必要単位数は兩種とも28単位に設定してあります。	
	■履修方法の詳細は別表Ⅰ-A 6及び『「第六欄」への単位算入』を参照。									

◎は必修科目 ☆は選択科目

○の2科目は、2科目の中から1科目1単位以上を必ず修得しなければならない。

(※1) 「第二欄」の余剰、「第三欄」「第四欄」の余剰とは、各必修科目・選択必修科目を満たしたうえで、更に追加で修得した単位を指す。

(※2) 養護実習の履修方法については、別表Ⅰ-A 3を参照のこと。

* 「指導法に関する科目等」とは、教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める以下の科目についてをいう。

- 1 第2欄のうち保育内容及び各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)
- 2 第3欄(教育の基礎的理解に関する科目)
- 3 第4欄(道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)
- 4 第5欄(教育実践に関する科目)